

## 滋賀県市町村職員研修センター公告式条例

〔平成 14 年 4 月 1 日滋賀県市町村職員研修センター条例第 1 号〕

(趣旨)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 16 条の規定に基づく公告式は、この条例の定めるところによる。

(条例の公布)

第 2 条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文および年月日を記入して、その末尾に管理者が署名しなければならない。

2 条例の公布は、滋賀県市町村職員研修センター(以下「研修センター」という。)の掲示場に掲示して行う。

(規則に関する準用)

第 3 条 前条の規定は、規則にこれを準用する。

(規程の公表)

第 4 条 規則を除くほか、管理者の定める規程を公表しようとするときは、公布もしくは公表の旨の前文、年月日および管理者名を記入して管理者印を押さなければならない。

2 第 2 条第 2 項の規定は、前項の規程にこれを準用する。

(その他の規則および規程の公表)

第 5 条 第 2 条の規定は、研修センターの機関の定める規則で、公表を要するものにこれを準用する。この場合において、同条第 1 項中「管理者」とあるのは「当該機関または当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。

2 前条の規定は、研修センターの機関の定める規程で、公表を要するものにこれを準用する。この場合において、同条第 1 項中「管理者」とあるのは「当該機関または当該機関を代表する者」と、「管理者名」とあるのは「当該機関名または当該機関を代表する者の氏名」と、「管理者印」とあるのは「当該機関の印または当該機関を代表する者の印」と読み替えるものとする。

(施行期日の特例)

第 6 条 規則または研修センターの機関の定める規則もしくは規程は、それぞれ当該規則または規程をもって特に施行期日を定めることができる。

付 則

この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。